

資料編

こころの健康と自殺対策に関するアンケート 調査票

問1 あなたご自身のことについてお答えください。

(1)性別	1. 男 2. 女 3. その他()
(2)年齢	1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代 6. 60代 7. 70代以上
(3)お住まいの地区	1. 北部 2. 中部 3. 南部
北部町名	大町、大野町、奉免町、柏井町、南大野、宮久保、下貝塚、曾谷、国分、東国分、稲越、堀之内、北国分、中国分、国府台
中部町名	北方町4丁目、東菅野、真間、市川、須和田、菅野、平田、八幡、北方、本北方、若宮、鬼越、中山、高石神、新田、市川南、大洲、大和田、南八幡、鬼高、稲荷木、東大和田、田尻、高谷、高谷新町、原木、二俣、二俣新町、東浜、上妙典
南部町名	河原、下新宿、本行徳、本塩、関ヶ島、伊勢宿、妙典、富浜、末広、宝、幸、入船、日之出、千鳥町、加藤新田、高浜町、塩浜、押切、行徳駅前、湊、湊新田、塩焼、香取、欠真間、相之川、新井、広尾、島尻、福栄、新浜、南行徳、下妙典
(4)家族構成	1. 単身(1人暮らし)世帯 2. 本人と配偶者のみ(2人暮らし)の世帯 3. 二世帯家族(子または親と同居) 4. 三世帯家族(親と子または孫と同居) 5. その他()
(5)職業	1 自営業 2 会社員、公務員等の常勤職 3 専業主婦(夫)、 4 学生 5 契約社員、パートタイマー、アルバイト等 6 無職 7 その他()

・市川市に住んでどのくらいですか？(年 ヶ月)

問2 あなたはこころの健康に満足していますか？100点満点であてはまる点数に○をつけてください。

100点	90点	80点	70点	60点	50点	40点
30点	20点	10点	10点未満	わからない		

問3 毎日眠れていますか。

1. 眠れている
2. 眠れていない(寝つきが悪い・途中で何度か目が覚める・早くから目が覚める・睡眠時間の確保が難しいなど)

問4 あなたは、日常生活での悩みやストレスがありますか。

1. ある	2. ない	3. わからない
-------	-------	----------

問5 問4で悩みやストレスが「ある」と答えた方にうかがいます。

ストレスは十分解消できていると感じていますか？

1. 解消できている	2. 解消できていない	3. わからない
------------	-------------	----------

問6 問4で悩みやストレスが「ある」と答えた方にうかがいます。悩みやストレスの対象となるものを3つ選び、番号を下欄にご記入ください。

- | | | |
|-----------------|----------------|----------------|
| 1. 家族内の人間関係 | 2. 学校や職場の人間関係 | 3. 知人・友人との人間関係 |
| 4. 恋愛・結婚・離婚 | 5. 身近な人の死 | 6. 過重労働 |
| 7. 仕事（内容・環境・給与） | 8. 失業・就職難（転職） | 9. 家事 |
| 10. 収入・家計 | 11. 借金・ローン | 12. 自分の身体的病気 |
| 13. 自分の精神的病気 | 14. 家族の健康不安・病気 | 15. 家族などの介護 |
| 16. 子育て（乳幼児） | 17. 子育て（学齢以上） | 18. 将来（自分・家族） |
| 19. 政治・社会的な不安 | 20. 原因がわからない | |
| 21. その他（ | | ） |



- | | |
|--------------------|---|
| 1. 最もストレスを感じるもの（ | ） |
| 2. 2番目にストレスを感じるもの（ | ） |
| 3. 3番目にストレスを感じるもの（ | ） |

問7 あなたは、今までに死にたいと思いつめるほど悩んだことがありますか。

- | | | |
|-------|-------|-----------------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 答えたくない・わからない |
|-------|-------|-----------------|

問8 悩みごとや困ったことなどがあつたとき、誰かに相談していますか。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 相談している(→問9へ) | 2. 相談していない(→問10へ) |
|-----------------|-------------------|

問9 問8で「相談している」と答えた方にうかがいます。

〔1〕どなたに相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | | | | |
|---------|---------|-------|---------|----------------|-------|
| 1. 家族 | 2. 親戚 | 3. 友人 | 4. 近所の人 | 5. 職場の同僚・上司・部下 | 6. 病院 |
| 7. 相談窓口 | 8. その他（ | | | | ） |

〔2〕どのように相談しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|------------------|----------|
| 1. 会って話す | 2. 電話で話す |
| 3. インターネット、メールなど | 4. その他（ |
| | ） |

問10 問8で「相談していない」と答えた方にうかがいます。それはなぜですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. プライバシーが守られるか不安 | 2. 話したくない内容を聞かれるのではないかな |
| 3. 上手く話せないのではないかな | 4. 逆に責められるのではないかな |
| 5. 面倒くさい・おっくうだ | 6. 恥ずかしい |
| 7. 自分で解決できると思う | 8. 相談する人がいない |
| 9. その他（ | ） |

問11 うつ病について、以下のことを知っていますか。

〔1〕 誰もがかかる可能性のある病気である。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

〔2〕 うつ病は、生活苦や失業、人間関係、病気など、様々なストレスと関係がある。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

〔3〕 薬の治療とともに、ゆっくり休養することが必要である。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問12 自殺対策について以下のことを知っていますか。

わが国の自殺者数はピーク時 3 万 4 千人超(H15 年 10 万人あたり約 27 人)でしたが、近年 2 万 1 千人弱に減少(R3 年 10 万人あたり約 17 人)してきていることを知っていましたか。(警察庁自殺統計より)

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 知っていた | 2. 知らなかった |
|----------|-----------|

問13 自殺は社会的な取り組みで防ぐことができると思いますか。

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| 1. そう思う | 2. そう思わない | 3. わからない |
|---------|-----------|----------|

問14 市川市が自殺対策に取り組んでいることを知っていますか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問15 これからの自殺対策として大切なものはどのようなことだと思いますか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|----------------------|-------------------------|---------------|
| 1. 相談窓口のわかりやすさ | 2. 総合的な電話相談 | 3. 24 時間対応の相談 |
| 4. うつの専門相談窓口の設置 | 5. 中高年男性のための健康相談 | 6. 女性のための健康相談 |
| 7. 多重債務相談 | 8. 自死遺族(家族を自殺でなくされた方)相談 | |
| 9. 失業対策・雇用の確保 | 10. かかりつけ医の目配り | |
| 11. 自殺予防に関する講演会の実施 | 12. 広報での呼びかけ | 13. 啓発ポスターの掲示 |
| 14. 若い年齢層からの「いのちの教育」 | 15. ストレス対処法の学習会 | |
| 16. 適正な飲酒に対する啓発 | 17. 保健師や民生委員などによる戸別訪問 | |
| 18. 高齢者対象の生きがい事業の促進 | 19. その他() | |

問16 あなたご自身が、自殺対策に対してどのようなことができますと思いますか。

(例：身近に悩んでいそうな人がいたら、声をかける)

問17 「ゲートキーパー」を知っていますか。

- | | | |
|----------|-------------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが具体的なことは知らない | 3. 知らない |
|----------|-------------------------|---------|

※自殺予防に関する「ゲートキーパー」とは…(厚生労働省 HP より引用)

自殺の危険を示すサイン気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援に繋げ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです

問18 「自殺予防週間」(9月10～16日)や、「自殺対策強化月間」(3月)を知っていますか？

- | | | |
|----------|-------------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが具体的なことは知らない | 3. 知らない |
|----------|-------------------------|---------|

問19 若者の死因の1位が自殺であることを知っていますか？

1. 知っている 2. 聞いたことはあるが具体的なことは知らない 3. 知らない

問20 19歳以下の子どもが困難に直面した時に、乗り越えられる力になるものとはどのようなものだと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 自己肯定感・自分を大切にしたい気持ち 2. 大切にされていると感じること
3. 居場所・安心できる心の拠りどころがある 4. 夢・目標・打ち込めるもの
5. 認めてくれる人の存在 6. 話を聴いてくれる人の存在 7. 自ら助けを求められる力
8. その他（ ）

問21 19歳以下の子どもが困難に直面した時に、何が(どのようなことが)あれば良いと考えますか。
あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 心の支えとなる人間関係 2. 相談にのってくれる人 3. 気づき声をかけてくれる人
4. 公的な相談機関 5. 対応を知る機会（インターネットサイトなど）
6. その他（

問22 あなたは、市の相談窓口を知っていますか。

1. 知っている 2. 知らない

問23 あなたは、市の相談窓口を利用したことがありますか。

1. 利用したことがある 2. 利用したことがない

〔1〕「利用したことがある」と答えた方にうかがいます。それはどこですか。具体的にご記入ください。

--

〔2〕「利用したことがない」と答えた方にうかがいます。それはなぜですか。

あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. プライバシーが守られるか不安
2. 話したくない内容を聞かれるのではないかと不安
3. 上手く話せないのではないかと不安
4. 逆に責められるのではないかと不安
5. 場所が遠くて不便
6. 相談したい時間帯に開いていない
7. 面倒くさい・おっくうだ
8. 恥ずかしい
9. 効果が期待できない
10. 相談場所を知らない、わからない
11. 相談することがない
12. その他（ ）

問24 その他、ご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

※データ処理の都合上、封筒には調査票以外のものを同封しないでください。
ご協力ありがとうございました。

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国民の責務）

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（国民の理解の増進）

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（自殺予防週間及び自殺対策強化月間）

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

（関係者の連携協力）

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穏への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則（抄）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（抄） ※平成 27 年法律第 66 号

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日より施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

（自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則（抄） ※平成 28 年法律第 11 号

（施行期日）

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 （略）

市川市自殺対策関係機関連絡会

(平成 22 年 4 月設置、平成 27 年 12 月改正)

設置要綱

「市川市自殺対策関係機関連絡会に関する要綱」(抄)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市において総合的かつ効果的な自殺対策を推進するため、本市が関係機関と調整を図ることを目的として開催する市川市自殺対策関係機関連絡会（以下「連絡会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調整事項)

第 2 条 市長は、連絡会を開催し、関係機関と、次に掲げる事項について調整を図るとともに、自殺対策の推進に関し情報を共有するものとする。

- (1) 本市が定める自殺対策の推進に関する計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る連携に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る役割分担に関すること。
- (4) 自殺対策の具体的な事例の紹介に関すること。
- (5) その他自殺対策の推進に関し市長が必要と認める事項。

(出席依頼)

第 3 条 市長は、連絡会を開催するに当たっては、次に掲げる関係機関に対し、当該関係機関に所属する者それぞれ 1 人（一般社団法人市川市医師会にあっては、2 人）の出席を依頼するものとする。

- (1) 一般社団法人市川市医師会
- (2) 一般社団法人市川市薬剤師会
- (3) 社会福祉法人市川市社会福祉協議会
- (4) 社会福祉法人千葉いのちの電話
- (5) 精神保健福祉関係の活動をしている特定非営利活動法人
- (6) 市川商工会議所
- (7) 市川市民生委員児童委員協議会
- (8) 千葉県市川健康福祉センター
- (9) 千葉県市川警察署
- (10) 千葉県行徳警察署

2 前項に定めるもののほか、市長は、必要に応じて学識経験者 2 人に対し、連絡会への出席を依頼することができる。

3 市長は、第 1 項各号に掲げる関係機関について、本市における自殺対策の推進状況を踏まえ、おおむね 2 年ごとに見直しを行うものとする。

(守秘義務)

第 4 条 連絡会に出席した者は、そこで知り得た秘密を漏らしてはならない。

(連絡会の進行)

第 5 条 連絡会は、保健部保健センター健康支援課長が進行するものとする。

(以下 略)

附 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 8 日から施行する。

令和5年度 市川市自殺対策関係機関連絡会 名簿

	所 属 機 関	氏 名（敬称略）
1	国立国際医療研究センター 国府台病院	鵜重 順康（学識経験者）
2	国立国際医療研究センター 国府台病院	山本 啓太（学識経験者）
3	一般社団法人 市川市医師会	吉岡 雅之
4	一般社団法人 市川市医師会	岩澤 秀明
5	一般社団法人 市川市薬剤師会	新井 るり子
6	社会福祉法人 市川市社会福祉協議会	山崎 泰介
7	社会福祉法人 千葉いのちの電話	齋藤 浩一
8	特定非営利活動法人 ほっとハート	松尾 明子
9	市川商工会議所	後藤 晃司
10	市川市民生委員 児童委員協議会	田中 隆
11	市川健康福祉センター	山本 裕香
12	市川警察署	田野 英明
13	行徳警察署	小佐野 絵梨奈

市川市自殺対策庁内連絡会

(平成 30 年 4 月設置)

設置要綱

「市川市自殺対策庁内連絡会設置要綱」

(設置)

第 1 条 自殺対策に関する情報を庁内で共有し、及び自殺対策に係る施策の調整を図ることにより、本市の自殺対策を推進するため、市川市自殺対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 連絡会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画に関すること。
- (2) 自殺対策の推進に係る部門間の連絡調整に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進に関し市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第 4 条 連絡会に会長及び副会長各 1 人を置き、会長は保健部次長の職にある者を、副会長は保健センター健康支援課長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 5 条 連絡会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、第 2 条各号に掲げる事項について関係する職員を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

3 会長は、会議において協議を行った事項について、必要に応じて、市長に報告するものとする。

(事務)

第 6 条 連絡会の事務は、保健センター健康支援課において処理する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 2 日から施行する。

別表（第3条関係）

- (1) 保健部次長
- (2) 総務部職員課健康管理担当室長
- (3) 総務部多様性社会推進課長
- (4) 企画部企画課長
- (5) 財政部財政課長
- (6) 市民部総合市民相談課長
- (7) 経済観光部商工業振興課長
- (8) 福祉部地域共生課長
- (9) 福祉部地域包括支援課長
- (10) 福祉部介護保険課長
- (11) 福祉部障がい者支援課長
- (12) 福祉部生活支援課長
- (13) こども部こども家庭支援課長
- (14) 保健部保健センター健康支援課長
- (15) 保健部保健センター疾病予防課長
- (16) 消防局救急課長
- (17) 教育委員会事務局学校教育部指導課長
- (18) 教育委員会事務局学校教育部教育センター所長
- (19) 教育委員会事務局学校教育部少年センター所長